巡回相談の実施の手順

北海道教育庁胆振教育局

学校（園）の取組

各学級における対応

① 学級担任が対応に苦慮している幼児児童生徒

② 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒

学級担任の気付き、担任以外の教員の気付き
保護者からの相談、幼児児童生徒本人からの訴え

校内委員会で対応

① 幼児児童生徒の実態把握

② 学習または生活指導上の支援方策の検討

③ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成のための検討

④ 関係機関との連携協力

趣旨説明 →

← 同　意

保護者

道立・私立高等学校、幼児教育施設

市町立の小・中学校、高等学校

学校等における取組では、十分な支援につながらない場合や幼児児童生徒の発達上の困難について専門的な助言等が必要な場合

- **様式１（巡回相談依頼書）**
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画、記録等（保護者の同意のもと提出）

申し出

- **様式１（巡回相談依頼書）**
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画、記録等（保護者の同意のもと提出）

市町教育委員会

関係部局・機関の連携促進
(例：特別支援連携協議会、専門家チーム等)

市町における取組では、十分な支援につながらない場合や幼児児童生徒の発達上の困難について専門的な助言等が必要な場合

申し出

- **様式１（巡回相談依頼書）**
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画、記録等（保護者の同意のもと提出）

様式２（巡回相談予定票）

様式２（巡回相談予定票）

専門家チーム事務局（北海道教育庁胆振教育局）

① 事務局（教育局）による派遣日程の調整

- 巡回相談員及び当該教育委員会（当該道立学校等）へ、**様式２「巡回相談予定票」**を送付する。

② 巡回相談の実施

- 巡回相談後は、担当巡回相談員が指導・助言の内容を取りまとめ、**様式３「巡回相談実施報告書」**を作成し、専門家チーム会議に提出する。

③ 専門家チーム会議

- **様式３「巡回相談実施報告書」**を基に、当該幼児児童生徒についての発達障がいを含む障がいの状況や望ましい教育的対応等に関する指導・助言の方策等について検討するとともに、**様式４「専門家チームによる指導・助言」**を作成し、教育局に提出する。
- 教育局は、申し出のあった当該市町教育委員会、当該道立・私立高等学校、私立幼稚園、保育所あてに、**様式４「専門家チームによる指導・助言」**を送付する。